

令和3年度報酬改定による加算等の変更概要

介護医療院

加算等の名称	県への届出	届出対象	現行	改定後
LIFEへの登録	要	LIFEへの登録が「あり」の施設	—	(4月からLIFEへのデータ提出を伴う加算を算定する場合届出)
口腔衛生管理体制加算	—	—	30単位/月	廃止
口腔衛生管理加算	不要	—	90単位/月	(Ⅰ) 90単位/月(現行と同じ) (Ⅱ) 110単位/月(新設)
栄養マネジメント加算	—	—	14単位/日	廃止
栄養マネジメントの未実施	要	栄養ケア・マネジメントの実施「有」の施設	—	14単位/日減算(新設) ※令和6年3月31日まで経過措置あり
栄養マネジメント強化加算	要	加算算定施設	—	11単位/日(新設)
低栄養リスク改善加算	—	—	300単位/月	廃止
経口維持加算	不要	—	400単位/月※原則6月まで	(Ⅰ) 400単位/月(現行と同じ) (Ⅱ) 100単位/月(現行と同じ)※原則6月とする算定期間の要件を廃止
科学的介護推進体制加算	要	加算算定施設	—	(Ⅰ) 40単位/月(新設) (Ⅱ) 60単位/月(新設)
褥瘡対策指導管理	不要	加算算定施設	6単位/日	(Ⅰ) 6単位/日(現行) (Ⅱ) 10単位/月(新設)
排せつ支援加算	要	加算算定施設	100単位/月	(Ⅰ) 10単位/月(新設) (Ⅱ) 15単位/月(新設) (Ⅲ) 20単位/月(新設) (Ⅳ) 100単位/月(R3年3月31日時点改定前加算算定施設へのR3年度末までの経過措置)
自立支援促進加算	要	加算算定施設	—	300単位/月(新設)
サービス提供体制強化加算	要	加算算定施設 ※現行の加算(Ⅰ)イから改定後の加算(Ⅱ)へ移行する施設は届出不要	(Ⅰ)イ 18単位/日 (Ⅰ)ロ 12単位/日 (Ⅱ) 6単位/日 (Ⅲ) 6単位/日	(Ⅰ) 22単位 ※新たな最上位区分 (Ⅱ) 18単位 ※現行の(Ⅰ)イ相当 (Ⅲ) 6単位 ※現行の(Ⅰ)ロ、Ⅱ、Ⅲ相当
安全管理体制未実施減算	要	減算型施設	—	5単位/日減算(新設) ※担当者設置については、令和3年9月30日まで経過措置あり
安全対策体制加算	要	加算算定施設	—	20単位(新設) ※入所時に1回に限り算定可能
認知症専門ケア加算	要	加算変更施設	(Ⅰ) 3単位/日 (Ⅱ) 4単位/日	(Ⅰ) 3単位/日(現行と同じ) (Ⅱ) 4単位/日(現行と同じ) ※「認知症介護に係る専門的な研修」に「認知症看護に係る適切な研修」を追加
長期療養生活移行加算	不要	—	—	60単位/日(新設)※90日以内に限る
移行定着支援加算	—	—	93単位(日額)	廃止
薬剤管理指導	要	加算変更施設	350単位/回(週1回、月4回まで)	350単位/回(週1回、月4回まで) 20単位(新設)※1月の最初の算定時に算定
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	要 (新規単位の取得のみの届出は不要)	加算算定施設	理学療法(Ⅰ)123単位/回(Ⅱ)73単位/回 作業療法・言語聴覚療法123単位/回 (3療法共通) ・11回以降70/100の単位数 ・注3の加算480単位/回、注4の加算300単位/月、注5の加算35単位/回	理学療法(Ⅰ)123単位/回(Ⅱ)73単位/回(現行と同じ) 作業療法・言語聴覚療法123単位/回(現行と同じ) (3療法共通) ・11回以降70/100の単位数 ・注3の加算480単位/回、注4の加算300単位/月、注5の加算35単位/回(現行と同じ) ・33単位/月(新設)

介護職員処遇改善加算	介護情報サービスかながわ → 書式ライブラリー → O. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を参照してください	(I) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の39 (II) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の29 (III) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の16 (IV) (III) により算定した単位数の100分の90 (V) (III) により算定した単位数の100分の80	(I) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の39(現行と同じ) (II) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の29(現行と同じ) (III) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の16(現行と同じ)
介護職員等特定処遇改善加算		—	—

(予防)短期入所療養介護

加算等の名称	県への届出	届出対象	現行	改定後
LIFEへの登録	要	LIFEへの登録が「あり」の施設	—	(4月からLIFEへのデータ提出を伴う加算を算定する場合届出)
総合医学管理加算	—	—	—	275単位/日(新設)
緊急短期入所受入加算	—	—	90単位	90単位(現行と同じ) ※現行で「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。
サービス提供体制強化加算	要	①改定後の加算(I)(III)を算定する施設 ②現行の加算(I)ロ(II)(III)から改定後の加算(II)へ変更する施設 ※現行の加算(I)イから改定後の加算(II)へ移行する施設は届出不要	(I)イ 18単位/日 (I)ロ 12単位/日 (II) 6単位/日 (III) 6単位/日	(I) 22単位 ※新たな最上位区分 (II) 18単位 ※現行の(I)イ相当 (III) 6単位 ※現行の(I)ロ、II、III相当
介護職員処遇改善加算	介護情報サービスかながわ → 書式ライブラリー → O. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を参照してください	介護情報サービスかながわ → 書式ライブラリー → O. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を参照してください	(I) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の39 (II) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の29 (III) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の16 (IV) (III) により算定した単位数の100分の90 (V) (III) により算定した単位数の100分の80	(I) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の39(現行と同じ) (II) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の29(現行と同じ) (III) 特定処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた単位数の1000分の16(現行と同じ)
介護職員等特定処遇改善加算			—	—